

議 会 運 営 委 員 会

日時：令和6年12月11日（水）

午後1時30分～

場所：本館3階 議場

事 件

1) 令和6年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

様式 1

追 加 予 定 議 案		担当部	説明者又は報告者
・一般職職員給与条例の一部を改正する 条例		総 務 部	総 務 部 長 (永 橋 広 幸)
・一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例		総 務 部	総 務 部 長 (永 橋 広 幸)
・常勤特別職職員給与条例の一部を改正 する条例		総 務 部	総 務 部 長 (永 橋 広 幸)
・議会議員報酬等条例の一部を改正する 条例		総 務 部	総 務 部 長 (永 橋 広 幸)
・勤務時間、休暇等条例の一部を改正す る条例		総 務 部	総 務 部 長 (永 橋 広 幸)
・指定管理者の指定（熊取町立総合体育 館及び熊取町立町民グラウンド）につ いて		教育委員会 事 務 局	教育委員会事務局理事 (三 原 順)
・令和 6 年度熊取町一般会計補正予算 (第 7 号)		総合政策部	総 合 政 策 部 長 (田 中 耕 二)
・令和 6 年度熊取町国民健康保険事業特 別会計補正予算（第 3 号）		健康福祉部	健 康 福 祉 部 長 (野 原 孝 美)
・令和 6 年度熊取町後期高齢者医療特別 会計補正予算（第 3 号）		健康福祉部	健 康 福 祉 部 長 (野 原 孝 美)
・令和 6 年度熊取町介護保険特別会計補 正予算（第 3 号）		健康福祉部	健康福祉部統括理事 (石 川 節 子)
・令和 6 年度熊取町下水道事業会計補正 予算（第 1 号）		都市整備部	都 市 整 備 部 理 事 (庭 瀬 義 浩)

令和 6 年 1 2 月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 9 号 | 熊取町新たな地場産品創出等条例 |
| 日程第 2 | 議案第 7 0 号 | 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 7 1 号 | 退職手当条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 7 2 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 5 | 議案第 7 3 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 6 | 議案第 7 4 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 7 | 議案第 7 5 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 8 | 議案第 7 6 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 9 | 議案第 7 7 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 8 号 | 債権の放棄について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 9 号 | 債権の放棄について |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 0 号 | 債権の放棄について |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 1 号 | 債権の放棄について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 2 号 | 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校④－1、④－2、⑦棟外壁等改修工事） |
| 日程第 1 5 | 議案第 8 3 号 | 工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6－1）） |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 4 号 | 小学校教師用指導書の購入について（追認）（平成26年度分） |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 5 号 | 小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和元年度分） |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 6 号 | 小学校教師用指導書の購入について（追認）（令和 5 年度分） |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 7 号 | 令和 6 年度熊取町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 8 8 号 | 令和 6 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 8 9 号 | 令和 6 年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |

追加議事日程（案）

日程第 1	議案第 9 0 号	一般職職員給与条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 9 1 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 9 2 号	常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 9 3 号	議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 9 4 号	勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 9 5 号	指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
日程第 7	議案第 9 6 号	令和 6 年度熊取町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 8	議案第 9 7 号	令和 6 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 9 8 号	令和 6 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	議案第 9 9 号	令和 6 年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 1	議案第 1 0 0 号	令和 6 年度熊取町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	委員会提出議案 第 4 号	議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 1 3	委員会提出議案 第 5 号	議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 1 4	議員提出議案 第 号	
日程第 1 5	議員提出議案 第 号	
日程第 1 6		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

(案)

委員会提出議案第 4 号

議会委員会条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 17 日提出

議会運営委員会

委員長 坂 上 昌 史

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本町の議会委員会条例についてもオンライン化に対応すべくこの条例案を提出するものです。

議会委員会条例の一部を改正する条例

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別委員会の設置） 第6条 （略） 2 <u>特別委員</u>の定数は、議会の議決で定める。 3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> （委員の選任） 第7条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> 2 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。 〔削る〕 〔削る〕	（特別委員会の設置） 第6条 （略） 2 <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。 〔新設〕 （委員の選任） 第7条 〔新設〕 ― 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 <u>常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する。</u> 3 <u>特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u>

〔削る〕

3から5まで （略）

（秘密会）

第18条 委員会（第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。）は、その議決で秘密会とすることができる。

2 （略）

（意見を述べようとする者の申出）

第22条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（代理人又は文書等による意見の陳述）

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（記録）

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5から7まで （略）

（秘密会）

第18条 委員会_____は、その議決で秘密会とすることができる。

2 （略）

（意見を述べようとする者の申出）

第22条 （略）

〔新設〕

（代理人又は文書による意見の陳述）

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で_____意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（記録）

第28条 （略） 2 （略） 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	第28条 （略） 2 （略） 〔新設〕
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(案)

委員会提出議案第 5 号

議会会議規則の一部を改正する規則

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 17 日提出

議会運営委員会

委員長 坂 上 昌 史

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法
律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本町の議会会議規則についてもオンラ
イン化に対応すべくこの規則案を提出するものです。

議会会議規則の一部を改正する規則

議会会議規則（平成12年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第10章（略） 第11章 辞職及び資格の決定（第97条—<u>第100条の2</u>） 第12章～第18章（略） 第19章 補則（<u>第128条の2—第129条</u>） 附則 （会議時間） 第8条（略） 2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって</u>	目次 第1章～第10章（略） 第11章 辞職及び資格の決定（第97条—<u>第100条</u>） 第12章～第18章（略） 第19章 補則（<u>第129条</u>） 附則 （会議時間） 第8条（略） 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> 〔新設〕

緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。

(資格決定の通知)

第100条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘
_____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、
病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であ
って議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでな
い。

3 (略)

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

[新設]

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条_____、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。

[新設]

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、
病気その他の理由により議長の許可を得たとき
_____は、この限りでない。

(電子情報処理組織による通知等)

[新設]

- 第128条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法に

より行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第90条第1項、第91条第1項及び第124条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署

名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条の3 この規則の規定（第28条第1項（第84条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

〔新設〕

<u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>	
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書(案)
(令和6年11月26日 受付、R06熊議第000181-9 号)

- 2) 訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書(案)
(令和6年11月26日 受付、R06熊議第000181-10 号)

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、「基本的人権の尊重」を掲げる日本国憲法からも「人権擁護都市」を宣言している熊取町にとっても、重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済する「再審」制度では、その法律（刑事訴訟法）において、再審請求手続きの審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。いわば、「再審のルール」がないため再審請求手続きの審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれている。

とりわけ、再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害者の救済の大きな原動力となった。冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要だが、現行法にはそれを定めた明文規定がない。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服を申し立てる事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。速やかな再審公判への移行を行うためには、検察の不服申し立てを認めるべきではない。さらに、審理のあり方についても明文規定がなく、審理に格差が生じることのないよう、手続き規定における整備が必要である。

1966年に発生した殺人事件で「犯人」として死刑判決を受けた袴田巖氏は、間違った裁判によって、58年間という人生の半分以上を奪われた。2024年9月26日、静岡地裁は袴田氏に再審無罪判決を言い渡し、10月9日に検察官が上訴権を放棄したことにより、判決が確定した。最初の再審請求から再審開始まで42年もかかったのは法整備の遅れによるもので、無辜の民の犠牲をこれ以上生まないために、速やかな法整備が求められる。

よって本町議会は国に対し、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の点について再審法を速やかに改正することを求める。

記

- 1 再審請求手続きにおける証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止
- 3 再審請求手続きにおける手続き規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年12月 日

熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長

訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書(案)

高齢者の在宅介護が危機的状況に置かれている。

コロナ禍に続く物価高騰によって介護事業所の運営が厳しい状況の下で、介護職員の処遇改善は進んでおらず、人手不足に拍車がかかっている。その中で、今年度の介護報酬改定によって、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。これに対し、全国社会福祉協議会など介護関係団体から厳しい抗議の声が沸き起こっている。

全国コープ福祉事業連帯機構の訪問介護事業所への影響に関する調査によれば、14法人(127の訪問介護事業所)の2024年4～5月の累計実績は、事業収入では前年同月比マイナス1.3%と悪化し、事業利益では赤字に転落し、14法人で4075万円の減益となった。低すぎる介護報酬のため職員の処遇改善を図ることが困難な実態があり、ヘルパーの人材不足が深刻になるなど、報酬引き下げによる影響が明らかになった。

ホームヘルパーは2022年度の有効求人倍率が15倍以上という深刻な人手不足である。そのため、2024年の「訪問介護事業者」の倒産が10月までに72件判明し、2023年の年間67件を上回り、過去最多を記録している(東京商工リサーチ)。ほとんどが小規模・零細事業所の倒産である。

このままでは、在宅介護を受けられない高齢者の「在宅放置」を招きかねない。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支えるうえで欠かせないものである。介護利用者からは「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らし続けられない」「親を施設に入れざるを得ない」と不安と抗議の声が広がっている。

よって国及び政府においては、訪問介護事業の基本報酬引下げを撤回し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体の引上げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

(案)

R06 熊議委第 000005-002 号
令和 6 年 1 2 月 1 1 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

議会運営委員会
委員長 坂上 昌史

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 6 年 1 2 月定例会閉会から令和 7 年 3 月定例会開会まで